

議案第69号

つくば市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年11月26日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
の一部を改正する条例

つくば市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成31年つくば市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条中「締結し」の次に「、つくば市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が定めるところにより」を加え、「つくば市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）」を「委員会」に改める。

第4条第2号イ中「ことについて」の次に「、委員会が定めるところにより」を加え、「により」を「に基づき」に改める。

第6条の算式中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第7条中「締結し」の次に「、委員会が定めるところにより」を加える。

第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第10条中「締結し」の次に「、委員会が定めるところにより」を加える。

第11条中「当該作成枚数が当該選挙におけるポスター掲示場の数に1.1を乗じて得た数を超えるときは、当該1.1を乗じて得た数。この場合において、1未満の端数が生じたときは、これを1に切り上げる」を「当該候補者を通じて、その選挙におけるポスター掲示場の数に1.1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを1に切り上げる。）の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る」に改め、同条第1号中「541円31銭」を「586円88銭」に改め、同条第2号中「28円35銭」を「30円73銭」に、「586,905円」を「609,690円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後のつくば市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

（提案理由）

公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、当該改正に準拠した内容に改めるため、この条例案を提出するものである。

つくば市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成31年つくば市条例第14号）新旧対照表

改正後	改正前
第1条・第2条（略） （選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出） 第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）その他の者（次条第2号に規定する契約を締結するときは、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。）との間において選挙運動用自動車の使用について有償契約を締結し、つくば市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。 （選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続） 第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条に規定する契約に基づき一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求により、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に支払うものとする。 (1)（略） (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める金額 ア（略） イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該	第1条・第2条（略） （選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出） 第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）その他の者（次条第2号に規定する契約を締結するときは、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。）との間において選挙運動用自動車の使用について有償契約を締結し、<u>つくば市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に届け出なければならない。</u> （選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続） 第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条に規定する契約に基づき一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求により、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に支払うものとする。 (1)（略） (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める金額 ア（略） イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該

選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補者について法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日からその選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることについて、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ウ （略）

第5条 （略）

（選挙運動用ビラの作成の公費負担）

第6条 候補者は、次に掲げる算式により算出される額（以下「限度額」という。）の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

候補者1人についての限度額＝8円38銭×選挙運動用ビラの作成枚数（当該枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超えるときは、同号に定める枚数）

（選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出）

第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、選挙運動用ビラの作成を業とする者（以下「ビラ作成業者」という。）との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

（選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続）

第8条 市は、候補者（前条の規定により届出をした者に限る。）が同条に定める契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が8円38銭を超えるとときは、8円38銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであるこ

選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補者について法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日からその選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることについて _____、当該候補者からの申請により、委員会が確認したものに限る。）

ウ （略）

第5条 （略）

（選挙運動用ビラの作成の公費負担）

第6条 候補者は、次に掲げる算式により算出される額（以下「限度額」という。）の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

候補者1人についての限度額＝7円73銭×選挙運動用ビラの作成枚数（当該枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超えるときは、同号に定める枚数）

（選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出）

第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、選挙運動用ビラの作成を業とする者（以下「ビラ作成業者」という。）との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し _____、その旨を委員会に届け出なければならない。

（選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続）

第8条 市は、候補者（前条の規定により届出をした者に限る。）が同条に定める契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円73銭を超えるとときは、7円73銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであるこ

とにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第6条において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求により、当該ビラ作成業者に対し支払うものとする。

第9条 (略)

(選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出)

第10条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者(以下「ポスター作成業者」という。)との間において選挙運動用ポスターの作成について有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第11条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条に規定する契約に基づきポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超えるときは、当該各号に定める金額)に、作成枚数(当該候補者を通じて、その選挙におけるポスター掲示場の数に1.1を乗じて得た数(1未満の端数が生じたときは、これを1に切り上げる。)の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第9条において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求により、当該ポスター作成業者に支払うものとする。

(1) その選挙におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 586円88銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該ポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。)

(2) その選挙におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 30円73銭にその

とにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第6条において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求により、当該ビラ作成業者に対し支払うものとする。

第9条 (略)

(選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出)

第10条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者(以下「ポスター作成業者」という。)との間において選挙運動用ポスターの作成について有償契約を締結し、_____、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第11条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条に規定する契約に基づきポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超えるときは、当該各号に定める金額)に、作成枚数(当該作成枚数が当該選挙におけるポスター掲示場の数に1.1を乗じて得た数を超えるときは、当該1.1を乗じて得た数。この場合において、1未満の端数が生じたときは、これを1に切り上げる

_____) を乗じて得た金額を、第9条において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求により、当該ポスター作成業者に支払うものとする。

(1) その選挙におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 541円31銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該ポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。)

(2) その選挙におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 28円35銭にその

500を超える数を乗じて得た金額に609,690円を加えた金額を当該ポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。）

第12条 （以下略）

500を超える数を乗じて得た金額に586,905円を加えた金額を当該ポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。）

第12条 （以下略）

議案第 69 号

つくば市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についての説明資料

つくば市選挙管理委員会事務局

○ 制定・改廃の経緯及び内容

公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、つくば市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に係る限度額の見直しを行うため、条例の改正を行うもの

○ 他自治体の状況等

土浦市：令和 7 年 6 月議会定例会
古河市、日立市：令和 7 年 9 月議会定例会

○ 上位計画又は関連計画等

特になし。

○ 根拠法令及び関係法令等

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 200 号）（令和 7 年 6 月 4 日公布・施行）

○ 条例の施行により予測される影響及び効果（算出できるものはコストを含む）

条例の施行により、つくば市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公営に要する費用の限度額の上限が引き上げられ、最近における物価の変動等に鑑みた、選挙運動の機会均等の確保及び公正な選挙公営制度の実現に資する。